

○明治薬科大学研修認定薬剤師研修制度規程

制定	平成18年12月22日
改正	平成19年9月21日
	平成20年5月22日
	平成21年1月9日
	平成21年4月23日
	平成23年9月29日
	平成28年3月10日
	平成28年12月2日
	平成30年6月8日
	令和3年9月2日
	令和8年3月6日

(目的)

第1条 この規程は、明治薬科大学研修認定薬剤師研修制度（以下「認定薬剤師研修制度」という。）に関し必要な事項について定める。

(趣旨)

第2条 明治薬科大学（以下「本学」という。）は、薬剤師が医療人薬剤師として広く優れた知識・技能・態度の向上・発展を図ることを目的として、生涯を通じて自己研鑽を目指す薬剤師の学習を継続的に支援するため、認定薬剤師研修制度を定めてその結果を適切に評価し、もって薬剤師生涯学習の実践に寄与する。

(研修制度)

第3条 認定薬剤師研修制度は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」という。）が定める、生涯研修認定制度の一環として行なう。

(認定の基準)

第4条 日本国の薬剤師免許を有する者が、本学又は認証機構の認証を受けた機関において、別に定める明治薬科大学研修認定薬剤師認定基準（以下「認定基準」という。）により、認定に必要な単位を取得したと認められる場合は、本学学長が研修認定薬剤師として認定する。

(研修認定薬剤師証の交付)

第5条 研修認定薬剤師として認定した者に対し、研修認定薬剤師証を交付する。

(認定薬剤師証の有効期間)

第6条 研修認定薬剤師の有効期間は、3年とする。ただし、次条に定めるところにより更新することができる。

(認定薬剤師証の更新)

第7条 別に定める認定基準により、更新に必要な単位を取得したと認められる場合は、認定薬剤師証を更新する。

(認定薬剤師教育委員会)

第8条 本学学部学則第9条の2第1項に基づき認定薬剤師教育委員会（以下「教育委員会」という。）を設置する。

2 認定薬剤師教育委員会については別に定める。

(研修プログラムの提供)

第9条 本学が研修認定薬剤師の認定取得に必要なものとして提供する研修プログラムは、薬剤師生涯学習講座及び教育委員会が認めた本学が主催又は共催する研修会とする。

(認定薬剤師研修手帳)

第10条 研修認定薬剤師の認定を希望する受講者には、認定薬剤師研修手帳を発行する。

2 認定薬剤師研修手帳には、学習記録を受講証明等により記録する。

3 認証機構の認証を受けた本学以外の機関が発行する認定薬剤師研修手帳の利用も可とする。

(申請及び更新の手続)

第11条 認定薬剤師証を受けようとするものは、次に定める書類を提出するとともに、認定審査料1万円を納入しなければならない。認定薬剤師証を更新するときも同様とする。

(1) 申請書

(2) 認定薬剤師研修手帳

(3) 薬剤師免許証の写し

(4) 履歴書

(審査及び交付)

第12条 前条の申請があった場合には、教育委員会において審査する。

(認定薬剤師証の再交付)

第13条 認定薬剤師証を紛失、汚損等した場合は、再交付申請書の提出並びに再交付手数料5千円の納入により再交付することができる。

(認定の取り消し)

第14条 研修認定薬剤師として認定された後、次の各号のいずれかに該当した場合は、教育委員会の議を経て認定を取り消すことがある。

(1) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき

(2) 不正の方法で認定証を受けたことが判明したとき

(3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められたとき

(個人情報の管理)

第15条 本学は、個人情報の保護に関する法律、学校法人明治薬科大学個人情報保護方針（プライバシーポリシー）及び学校法人明治薬科大学個人情報保護規程に則り、受講薬剤師及び研修認定薬剤師の個人情報を適切に取り扱う。

(事務)

第16条 認定薬剤師研修制度に関する事務は、学生支援部キャリア支援課生涯学習室が関係部署と連携して行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、認定薬剤師研修制度に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は平成19年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条、第10条、第18

条、第19条及び第20条については、平成18年12月22日から適用する。

2. 第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項に定める「委員の任期は2年」の規定に関わらず、生涯研修認定制度認証申請時における委員の任期は平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月23日から施行し、平成21年3月16日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年9月29日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年3月10日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年6月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年9月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年3月6日から施行する。